参考資料

■資格取得・資格喪失等の取扱い



例1 資格取得(月の中途で資格取得した場合の取扱い)

その者にかかる掛金、負担金はその資格取得した日の属する月 から共済支部に払い込むこと。



例2 資格喪失(資格喪失した日の属する月の取扱い)

その者にかかる掛金、負担金は徴収しない。

6/1 6/10 6/25 6/30 資格取得 資格喪失

例3 同一月に資格取得及び資格喪失した場合

6/30 その者にかかる当該月の掛金、負担金は徴収する。



例4 人事異動(月の中途で人事異動があった場合)

(一般会計) その者の給料を支給した所属所において掛金、負担金を払い込

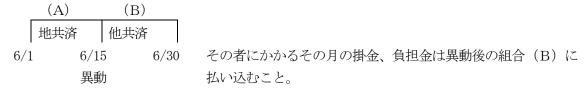
むこと。



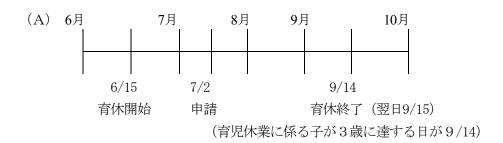
例5 特別会計及び一般会計間の異動並びに特別会計相互 間の異動により給料を日割計算で支給した場合

その者にかかる掛金、負担金はその者がその月の初日(A)に 属していた所属所において払い込むこと。

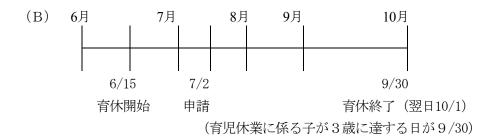
例6 月の途中で他の組合(国の組合を含む。)へ異動した場合



■育児休業等掛金免除申出の取扱い



※育児休業掛金免除期間 6月~8月まで



※育児休業掛金免除期間 6月~9月まで

育児休業者の掛金免除は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までとなる(当該育児休業に係る子が3歳に達する日までに限る)但し、「育児休業掛金免除(変更)申請書」による申出をした場合に限る。

■標準報酬月額の取扱い

- 1 組合員が受けた報酬(給料+諸手当)に基づき決定される。(月の途中に採用された場合は、月の初日に受けることができたであろう手当も含めて算定する)
- 2 掛金、負担金の基礎となる標準報酬月額には調整額も含まれるものである。
- 3 給料の全部又は一部が支給されない場合においても、標準報酬月額は変わらないものものとして取扱う こと。(減額せず。)

■「標準報酬制」以前の掛金、負担金の算定(平成 27 年 9 月まで)

- 1 掛金については個々の基礎給料額の差額に掛金率を乗じて得た額とする。 (基礎給料額=本俸+調整額+差額基本手当+経過措置額)
- 2 負担金については、組合員の基礎給料額の総額(掛金の標準となった総額)に負担金率を乗じて得た額とする。

■公益法人等派遣職の取り扱い

例1 月の途中で一般組合員から公益法人等派遣組合員に異動になった場合の取り扱い

初日				月中					
	一般組合員	•	給料額	A	派遣組合員	•	給料額	В	

	掛金・負担金率	基礎となる給料	事業主負担分の負担先
短期	一般組合員に係る率	A(一般組合員・給額) (月の初日)	地方公共団体
長期	一般組合員に係る率	A (一般組合員・給料額) (月の初日)	地方公共団体
児童	重手 当 拠 出 金	A(一般組合員・約 ※ 組合に	.,,,,,,

例2 月の途中で公益法人等派遣組合員から一般組合員に異動になった場合の取り扱い

 初日
 月中

 派遣組合員 ・ 給料額 B
 一般組合員 ・ 給料額 A

	掛金・負担金率	基礎となる給料	事業主負担分の負担先
短期	一般組合員に係る率	B(派遣組合員・給料額) (月の初日)	派遣先
長期	一般組合員に係る率	B (派遣組合員・給料額) (月の初日)	派遣先
子ども・	子育て拠出金	B (派遣組合員・給料 組合が派遣	l額)により算定し、 先から徴収

子ども・子育て(旧児童手当) 拠出金 本店(普)944487 共済組合 8.0 その他、県以外が負担する費用 率 3.60 〈厚生年金の基礎額で算出〉 宏 経過 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 振込先口座 沖 銀 日後菜 共済組合 25.7 産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 出 追 厚生年3 育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 25.7 25.7 25.7 25.7 25.7 25.7 25.7 25.7 給与支給機関における保険料額(②) - 組合員保険料の合計額(①の合計) 派遣先 免除 7.5 7.5 佣 7.5 7.5 共済組合 ⊗ : (为重任) 日 (000'005') Θ. 職員団体 退職等年金 標準報酬月額総額 × 保険料率 = 保険料(端数切り捨て) 標準報酬月額×率÷1000÷2 =保険料(端数切り捨て) 免除 7.5 7.5 7.5 7.5 事業主(県、職員団体、共済組合、派遣先等)負担分※2を算出する 650,000 2. 給与支給機関において納付するべき保険料額を算出する 7.5 7.5 免除 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 組合 厚生年金保険料の計算式 標準報酬月額総額(標準期末手当等の総額額)×負担金率÷1000(端数切り捨て) 乗 (R4/4~R5/3) (給料 及び 期末手当等) 共済組合派遣先 0.1105 0.1105 ※掛金等算定の標準期末手当等に係る最高限度額 標準報酬月額(標準期末手当等の額)×掛金率・1000 (端数切り捨て) 経過的長期 負担金 ※掛金等算定の標準報酬月額の最高限度額 1. 組合員保険料※1を算出する 0.1105 0.1105 0.1105 0.1105 0.1105 账 基礎年金 拠出金率 41.60 41.60 41.60 41.60 41.60 41.60 41.60 41.60 毗 適用者: 70歳未満 事業主 負担金 厚生年金保険料 霓表 183.00 183.00 183.00 183.00 183.00 183.00 183.00 183.00 共済組合の掛金及び負担金率一 組合員 保険料 短期分44,08+福祉分1.28 (+育児休業手及び介護休業手当金に要する費用0.05) 派遣先 適用者:2号被保険者(40~64歳) 免除 佣 職員団体共済組合 8.70 8.70 8.70 ※後期高齢等組合員の掛金・負担金率(掛金率=2.33、負担金率=2.33) 「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」の申出をしたとき 護 「育児休業掛金免除(変更)申出書」の申出をしたとき 免除 8.70 8.70 8.70 8.70 剣 5,730,000 円(年間累計) ※掛金等算定の期末手当等に係る最高限度額 ⇑ ※掛金等算定の標準報酬月額の最高限度額 〈船員の短期分は掛金率=42.03、負担金率=46.13〉 徘 免除 17.40 8.70 8.70 8.70 8.70 8.70 8.70 8.70 組合員 1,390,000 円 〇 厚生年金保険料を除く負担金の算定 〇 厚生年金保険料を除く掛金の算定 440,000 職員団体共済組合派遣先 ※短期の掛金・負担金の内訳 期 田 任意継続組合員以外 45.41 45.41 0.05 0.05 0.05 負 몞 徘 45.36 45.36 45.36 88.16 免除 噩 ⟨□ 華 呱 育 児 休 業 者産前・産後休業者 育児休業者の 免 除 期 間 区分 **∮**□ **∮**□ **∮**□ ŲП 瓣 中仙 ŲΠ **√**□ 笳 雒 监 瓣 任意継続組 筷 鲗 別職員 | 般 监 雒 **心職** 組合員種別 田 崇 鲗 鍛 冊 (別表) 瓣 私 絽 华

1. 特別職組合員とは、地公法第3条第3項適用職員。 2. 標準報酬月額=報酬月額 (給料+諸手当)の平均を等級表にあてはめて決定した額。 3. 標準期末手当等額=期末勤勉手当額の+円未満を切り捨てた額

317

厚生年金保険給付は「厚生年金保険法」に基づき、短期給付と退職等年金給付は「地方公務員等共済組合

老 資料)

〜

法」(「地共済法」)に基づき行われています。 平成28年10月からの厚生年金保険法の改正により標準報酬等級表の下限の引下げが行われ新1等級として 「88,000円」が追加されますが、地共済法では同様の改正は行われません。

そのため、厚生年金保険料給付と短期給付、退職等年金給付の等級にズレが生じます。 厚生年金法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令が令和2年9月1日に施行したことに伴い、 第32等級[650,000円]が追加された。

〇標準期末手当等額の決定 (等級表に当てはめず、1000円未満切捨て) 報酬月額の平均が 311,500円 の場合 報酬月額の平均が 636,000円 の場合 期末勤勉手当額が 455,500円 の場合 〇標準報酬月額の決定 <掛金等計算例> × 320, 000 340, 000 360, 000 470, 000 500, 000 530, 000 560, 000 590, 000 620, 000 650,000 680,000 1, 150, 000 1, 210, 000 1, 270, 000 1, 330, 000 1, 390, 000 標準報酬 月額 180, 000 190, 000 200, 000 220, 000 240, 000 260, 000 280, 000 300, 000 830, 000 880, 000 930, 000 980, 000 1, 030, 000 1, 090, 000 380,000 440,000 410,000 20 退 職等年金給付 長期給付 厚生年金保険給付 準報酬 短期給付 93.000 111.000 112.000 112.000 114.000 115.000 露 皿 舙 101, 000 107, 000 114, 000 122, 000 130, 000 138, 000 146,000 155,000 175,000 175,000 175,000 175,000 230,000 230,000 230,000 330,000 350,000 350,000 395, 000 4425, 000 4425, 000 515, 000 665, 000 6 1, 115, 000 1, 175, 000 1, 235, 000 1, 295, 000 1, 355, 000 報 93,000 ジ ト

厚生年金保険料、基礎年金拠出金、 経過的長期負担金、退職等年金負担金 455,000 円

短期、介護 455,000 円

標準報酬月額の計 × 梯 + 1000+2

負担金

組合員保険料 40,260

負担金 短期

19958 14515 63,957

a なん b なん c なん

厚生年 金保険

衛帯報酬月鑑の計×等 ・1000 - 組合 真保数料計

標準報酬月鑑の計×単十1000

集権機関連制制× 格・1000

厚生年金保険の事業所負担金 以外の負担金・拠出金の計算 方法も同じ

129,015 129,015

63,957

厚生年金、 基礎年金拠出金、 経過的長期負担金、退職等年金 31等級 650,000 円 (厚年1左32等級)

650,000

短期、介護31等級

短期等 標準観酬目額 厚生年金等 標準報酬目額 31等級 650,000 30等級 650,000 24等級 440,000 24等級 440,000 19等級 320,000

平均報酬月額 636,000 440,500

a さん b さん

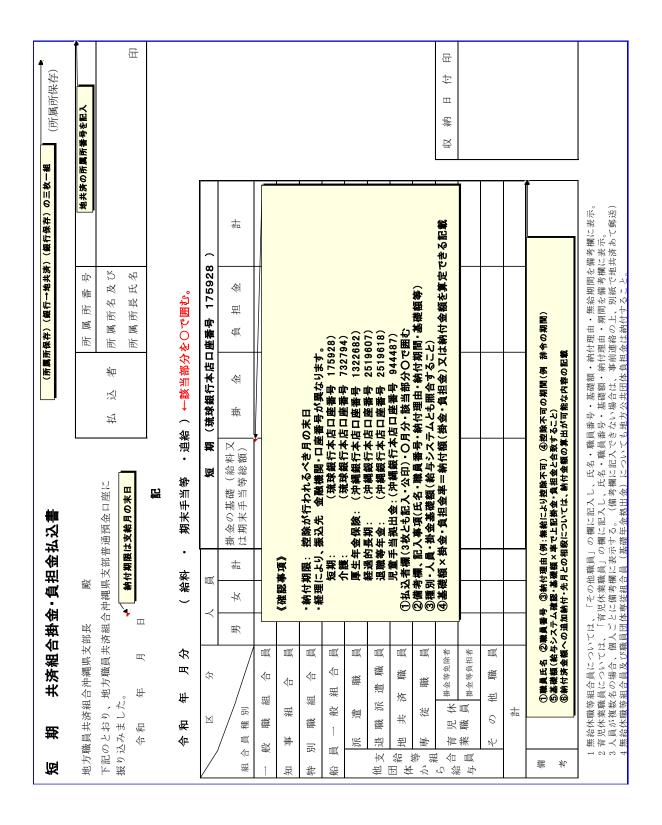
厚生年金、 基礎年金拠出金、 経過的長期負担金、退職等年金

320,000 田

19等級 32 (厚年は20等級)

320,000

19等級 短期、介護



# 15位のとおり、 # 50億月 # 50億円 # 15位のとおり、 # 15位のとおり、 # 15位のとおり、 # 1500 # 1	地方	地方職員共済組合沖縄	組合沖縄県支部長		福				所城市	所番号					
4 日 日 日 1 日	下記を表り込	りとおり. 5みました	お方職	温合存鑑	長支部書	等通預金口座に	S27	×	ME	各及					
(今和	#	Ш					M	出					毌
(全和 年 月分 (統料 ・ 類末手当等 ・追給) ~ 使 担 企 正						멅									
反 分 人 貝 施		令和	H	Ü		期末手当等	(架型	←該当部分	そので囲	ప					
日 報 3	Z	×	\$	×	E.	型		南球銀行本店	Lister.	175928)		г			
事業組合員 事業 合員 一般組合員 派職 職 以 政職 人 专業 職 人 专業 職 人 企業 職 人 企業 職 人 企業 職 人 企 就 職 人 企 企 職 員 ぞ の 他 職 員 計工		/ E	/_		ŧα	排金の基礎(給料 開末手当等総象	X (1)			50	布				
# 組 合 員		群	₫¤												
職 組 合 員	展	i izreli I loc	40												
 ・設 組 合 段 ・	0.000	督	40												
 読 議 職 員 塩 共 済 職 員 ウ 流 職 員 ・		1	報合												
 お職 所 職 員 中 在 職 員 中 2 時 日 付 東 員 中 2 時 日 付 ・ 2 6 他 職 員 ・ 2 6 他 職 員 ・ 3 6 他 職 員 		100	誓							6-0					
地 共 済 職 貞 中 従 職 貞 青 児 林 神 全等を除者 繁 職 員 神 全等を指す そ の 他 職 貞	截 次	選 识	護期												
等 流 職 員 収 約 日 付 業 員 数	四 株	製	日	7,_3											
業 職 日 体 報金等を除者 業 職 日 財金等負担者 そ の 他 職 日	40 日	糠	雄												
線 か 風 c エ c	(C) \$1	育児	_	2 00								NA.	霉	1	
か き 意	b II	響	_												
	Vi -	5.7	100												
集 米		福													
H ²	\$														
	R														
THE PARTY OF THE P	-	人員が複数名の場合	数名の場合、個人	が悪いれりく	予願に表	5元年る。 (歯を離に記	不告此 一	1、1を1の11	THE SECOND STREET	Children over his day of	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				

下記のとおり、地力職員共済組合沖縄県支部各道田金口座に 板り込みました。		所属的物 物		
	松込者	所属所名及び		
合和 年 月 日		所属所長氏名		由
23				
令和 年 月分 (給料・ 期末平当等	・追給) 一該当部分を〇で囲む。	きつで囲む。		
K % A	介 謹(琉球銀行本店口座番号	口座番号 732794)		
組合員権別 女 肝 掛金の基礎(給料	6科文 掛 金8額)	111 日	青	
- 散 職 組 合 貞				
故 幸 巍 合 貞				
特別職組合員				
船員 一般報合員				
京 職 職 以				
他支 嚴 派 語 縣 员				
可 善 悠 共 量 35				
九 春 筑 縣 貞				
の55 数合 在 元 朱 華金等条條者				极簡目休期
越級				
その衝職点				
卡				
學				
**				

# 15 10 2 4 3 b 3 b 3 b 3 b 4 b 4 b 4 b 4 b 4 b 4		西方難具其資租行評劃與文部技 聚			所属所書号			
	下記のとおり、地方職員共済 振り込みました。	組合沖縄県支部	平通預金口座に	15	属所名及			
(2) ((2000年	Ξ			属所長氏			壶
(全和 年 月分 (森科 ・ 期末=当等 ・追給) 一該当的分を○で囲む。 (五 分 人 自 厚生年金保険 (沖縄銀行本店 監号 1322682) (멅					
E 分 人 自 厚生年金保険 (沖縄銀行本店口産番号 1322682) E 職 組 合 員 日 女 計 体の基礎 (給料文 財 金 負 担 金 計 任期末手当等総額) 日 金 負 担 金 計 任期末手当等総額) 市 組 合 員 日 本 計 任期末手当等総額) 日 金 負 担 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 全 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 金 計 日 本 2 の 任 職 員 日 本 2 の 任 職 員 正 の 任 職 員 日 本 2 の 任 職 員 日 本 3 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 全 計 日 4 日 全 計 日 4 日 全 計 日 4 日 全 計 日 4 日 全 1 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日	和年月		期末手当等	})←核当部分	を○で囲む。			
5 職 組 合 員 男 女 計 掛金の基礎(給料文 掛 金 負 担 金 計 事 組 合 員 一般組 合 員 一般組 合 員 一般組 合 員 所 確 員 一般組 員 時 達 職 員 一般組 員 中 後 職 員 一般組 員 本 の 他 職 員 一般組 員			厚生年金保	0.00	-			
 事業 組 合 員 一般 組 合 員 中央 後 職 員 中央 6 職 員 中央 6 職 員 中央 7 世 報 員 中央 7 世 職 員 中央 6 世 職 員 中央 7 世 報 員 	中田	¥		*******	型	#		
事 組 合 員 (2) (3) (4) (職組合							
1 職 組 合 員	事 組 合							
 歌組合図 砂塩 減 職員 地環 透 職 員 中 従 職 員 中 従 職 員 中 従 職 員 中 従 職 員 中 税 職 員 ・ ひ 他 職 員 ・ ひ 他 職 員 	別職組合							
股 職 議 職 員 股 職 員 股 職 目 股 前 目 日 股 議 職 員 中央 職 員 中級 職 員 日 前 日 日 そ の 他 職 員 計 日 日 日 日 日 日	員一般組合							
 お職 流 職 員 時 済 職 員 特 員 特 員 (収 前 日 付 報 員) (収 前 日 付 取 職 員) (収 前 日 付 取 職 員) (1 前 日 付 取 職 員) 	20 40							
時 其 済 職 員 (収 前 目 付 単金等条線を 育児 (水 財金等条線を (収 前 目 付 任	遊職院鴻職							
事業 職 国 者児休 財産等金融者 業職員 財産等負担者 その 他 職 具	群 悠 共 劉							
常職員 #wekawa 繁職員 #wekawa その 他 職 員	專 從 職							
機動の事業のようの、日本の日本	育児休 # # # #						新日付	=
を発	独 型 应 							
	の他職							
据 **	114							
**	结							
	ĸ							

下記のとおり、地方職員共済組合沖縄県支部等通賃金口座に 振り込みました。 令和 年 月 日 記 令和 年 月分 (給料・順末手当)								O # 10 # 10			Î
E	地方職員。	是怎样	規定なり	県支部	用物	領金口座に	참 25 품	属所名及			
在 🛪	#	ш	ш					所属所長氏名			Ē.
臣区						멅					
M	年 月	会	_	禁器)	•	原末手当等 ・追給	・道絡)・「該当部分を○で囲む。	をつき囲む。			
/	*	Н	4	Ħ	H	軽過的長期	1 (沖縄銀行本店口	1座番号 2519607	7)		
組合員職別		E /	- AX		車だ 本	h金の基礎(給料及 t期末手当等総額)	朝	角框金	#		
- 級 職	祖合	Щ									
班 歩 班	¢¤	E									
特別職	祖	ш	_	-							
40 员一般	相合	E									
照账	撤	垣	_	_							
他友遊縣所	遊憩	s									
A 提 推 推 推	当 坂	回									
かなの数	百	百			H						
5. 公子 在 次 休	聯企等免	2000年								故 第 日 仁	毌
松霞	10000000000000000000000000000000000000	10.49		=							
8	音	眶									
並											
報											
εç											

F記のとおり、進力職員共済組合神縄県支部普通航金口座に 振り込みました。 合和 年 月 日 記 合和 年 月分 (給料・増末手当			计算压量计		
年 月 日 日 月 分	部普通慎金口座に	松 込 者	所属所名及び	a	
年 月分			所属所模员名		毌
年 月分	딡				
	· 期末手当等	・追給) ←該当部分を○で囲む。	を〇で囲む。		
区分人員	退職等年金	(沖縄銀行本店口服番号	口座番号 2519618	,	
用合員權別 安 女	計 併金の基礎(給料又 は期末手当等総額)	泰	負担金	#=	250
一数職准合員					
2 中 龍 中 夏					
特 別 職 組 合 員					
格同一 教祖 合 员					
日 器 担 送					,
他支退職深遊職員					
四部 共 改 職 四					٠
5. 华东 蒙 豆					
幸					收前日付印
存员 荣 職 母 神金等負担者					
その街殿員					
-16					
臣					
松					

原務 45	所名及び	属所長氏名				菱				収納日付印		•		
護術	私込者所属	所屬	ru #ea	期末手当等 ・道給)←該当部分を○で囲む。	業務経理口座 (沖縄銀行本店口座番号 944487	掛金の基備額 (総料又は期末手当等総額) 整 出金							の基礎額と同じ。	藤磯鶴×岸が(施出金額にならない場合 (奥: 勢付済金額への適当や適付を合む等) ①優も種に対象級責にの・戦闘器の第 金盤の接着を記載。
地方職員共済組合沖縄県支部長 殿	下記のとおり、地方職員共済組合仲縄県支部養通預金口座に 振り込みました。	合和 年 月 日		令和 年 月分(給料・	医分 人員	無 女 計 女 計	- 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	西海细胞	亞 遵 施	負団体専従職員	+40		「拠出金の基礎額」は長期共済組合負担金の基礎権と同じ。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

別維様式第3号									
育	尼休業	掛金	免	徐	(変	更)	申出	書	
組合員証記号番号	職名	氏	2	名	生	年月日	所	属所機	関 名
地•沖 縄						年 月 日			
育児休業の期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで
(変更後の期間)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで
掛金免除対象期間	令和	年	月夕	i j	から	令和	年	月 分	まで
(変更後の期間)	令和	年	月ヶ	j	から	令和	年	月分	まで
育児休業に係る子の 生 年 月 日	令 和	年	月		目				
給料の月額	等標準	級 ^集 報酬月額	Ą				円		
育児休業根拠規定		業等に関 務員の育				項 去律第2条第	第1項		
地方公務員等共済組	.合法第114条	€の2の規	定に基	づき、	上記の	とおり申しと	出ます。		
地方職員共済組合	沖縄県支部長	殿							
令和 年	月 日								
ŀ	住 申 出 者	所							
	氏	名							
上記の記載事項は、	事実と相違ない	いことを証	明しま	す。					
令和 年	月 日								
古	「属所長	戦 名							
,		氏 名					公	印	
1 育児休業の事実を証	明する書類(承	認書等)を	添付し	てくださ	<u>\$</u> い(写	しでも可)。			
2 育児休業期間が延長	された場合又に	は育児休業	き期間だ	が終了す	トる日育	前に終了した	場合も提	出して	
ください。									

				後 休 業			电出套			
	氏 名							沖縄		
組合員	生年月日		年	月	月	組合記号	貝 祉	11 //-0		
所属機関	名 称						I			
産前産後々	大業の期間	令和	年	月	月	~	令和	年	月 日	
(変更	毛後)	令和	年	月	月	~	令和	年	月 日	
掛金免除	対象期間	令和	年	月	目	~	令和	年	月 日	
(変更	豆後)	令和	年	月	月	~	令和	年	月 日	
出産う	定日	令和	年	月	目		出産(予定)		単胎	
出產	Ē F	令和	年	月	目		種別		多胎	
掛金免	公務員等共 除(変更) 職員共済組	を申し出る	ます。) 2 O 5	規定に。	より、産前産征	後休業	期間に係る	
	・		大文 前 t 日	ズ 別						
,	748	, ·	申出		所名					
上記	の記載事項	〔は、事実と	は相違な	ないもσ)と認め)ます。				
'	分和 年	月	日							
			所属所	職 「長 氏						公印

- 1 産前産後休業の事実を証明する書類(承認書等)の写しを添付してください。
- 2 出産予定日と出産日が異なる場合など、休業期間に変更がある場合は、再度 提出(承認書等写し添付)してください。 3 出産後の提出の際は、出産日の確認できる書類の写しも添付してください。

		出	産	訨		明				
		(出産予定	至日と出産	産日か	5同一(の場合	·)			
如 众 昌	氏 名				組合	員 証	地·沖縄			
組合員	生年月日	年	月	日	記号	番号				
所属機関	名 称									
月 禹 豫 禹	所 在 地									
	出産	至予定日				令和	年	月	日	
	出	産 日				令和	年	月	日	
	出	産種別				単	胎 •	多	胎	
L	記の記載事	項は、事実とれ	相違ない	ものと	· 認める	ます。				

令和 年 月 日

職名 所属所長

氏 名

公印

- 1 出産日の確認できる書類等の写しを添付してください。
- 2 出産予定日と出産日が異なる場合は、出産日の確認できる書類等の写しを添付し、 「産前産後休業掛金免除変更申出書」を提出してください。

別紙様式第4号

(本人記入用)

			<u>挂</u>	`	金	還	付	前	青 习	Ż =	<u>書</u>				
	超		過		納	付	額		納	·	<u> </u>	——————————————————————————————————————		間	
	短	期	掛	金				円							
項	介	護	掛	金				円	令和	4	年		月		日
	長	期	掛	金				円				5			
	厚生	年金	定保	険料				円	令和	4	年		月		日
目	退職			掛金				円							
		i	+					円							
上記の	カンおり) 還有	十書·	主 〔朱	ं										
上記の	のとおり 令和			求しま :		日									
	令和		年												
地方	令和	·済組 機関	年 3合注 及び	中縄県	月										
地方¤ 振込 表	令和 金融 店	·済刹 幾関	年 1合注 及で 名	中縄県	月				住所						
地方 ^類 振込 振込 預	令和 金融 店	済組 幾関 種	年日会社	中縄県	月				住所属所						
地 方	令和 金 金 金	済組 幾関 種 番	年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中縄県	月										

(注) この請求書は、超過納付額証明書を添付のこと。

別紙様式第5号									
	超	過	納	付	額	証	明	書	
氏 名	納付月日	月分	起生物			納	付 日 畑 名	額	=1
			短 期 掛 金	介護掛金	長	期 厚生年	F金保険 退職等	年金 台	計
計									
上記のとおり	超過納付した	ことを	証明します。						
令和	年	F	B						
地方職員共	済組合沖縄	県支部	『長 殿						
			住 所						
			所属所名						
			所属所長氏名					4 2	:印

(地方職員共済組合)

年 月 申請年月日 令和

日

介護保険第2号被保険者 資格喪失・資格取得 届出書

組合員証番号		組合員氏	名		住	所
	(フリカ゛ナ)				郵便番号	
40 A B	昭和					
組 合 員 生年月日		年	月	日生		
工中月口	平成				昼間連絡先TEL	

	内 容	記入欄					
該当者氏名		 該当者生年月日 及 び 続 柄	昭和 平成	年		月	Ш
(本人を含む)		及び続柄		続柄	()
該当者氏名		該当者生年月日	昭和 平成	年		月	日
		及 び 続 柄 		続柄	()
該当者氏名		該当者生年月日	昭和 平成	年		月	日
		及 び 続 柄		続柄	()
	□ 1. 国内に住所を有しなくな	った		令和	年	月	日
資格喪失した 事由及び年月日	□ 2 . 身体障害者療養施設など 施設名(令和	年	月	日		
	□3.在留資格3か月以下の短	期滞在外国人である		令和	年	月	日
	□ 1. 国内に住所を有すること	になった		令和	年	月	日
資格取得した 事由及び年月日	□ 2 . 身体障害者療養施設など 施設名(令和	年	月	田		
	□3.在留資格3か月以下の短	期滞在外国人である		令和	年	月	田

- (注) 1 満40歳から64歳までの組合員又は被扶養者の方が介護保険第2号被保険者の資格喪失事由に該当する こととなった場合、または資格喪失した者が資格喪失事由に該当しなくなった場合は、各事由別に証明書の 写しを必ず添付し届け出てください。なお、満40歳未満又は65歳以上の方は届け出る必要はありません。
 - (1) 「国内に住所を有しなくなった」とき

「住民票除票」

(2)「国内に住所を有することになった」とき

「住民票」

(3) 「身体障害者療養施設など適用除外施設に入所した」とき 「施設入所証明書(施設長発行の証明書)」

(4) 「身体障害者療養施設など適用除外施設を退所した」とき 「施設退所証明書(施設長発行の証明書)」

(5) 「在留資格3か月以下の短期滞在外国人である」とき

「旅券その他在留資格を証する書類」 (6)「在留資格3か月以下の短期滞在外国人でなくなった」とき「旅券その他在留資格を証する書類」

- 2 件名の「資格喪失」又は「資格取得」のいずれかを抹消してください。
- 「資格喪失事由」又は「資格取得事由」欄のいずれかの口にレ印を付して、その年月日を記入してくださ
- ※ 資格喪失した年月日とは「国内に住所を有しなくなった」日(住民基本台帳から抹消した日)又は「身 体障害者療養施設など適用除外施設に入所した」日の翌日です。
- 4 「住所」欄には、「国内に住所を有しなくなった」場合はその前の住所、または、「国内に住所を有する ことになった」場合はその際の住所を記載してください。

処済	一	審	1	2	処	
理組欄合	付付	査			理	

R4. 4現在

	地 共 済	f	所 属	所	一覧
所展所 番号	所展所名	所属所 番号	所属所名	所属所 番号	所展所名
149	総務事務センター(1)			•	
	知事部局本庁 (10)		知事公室(1)		農林水産部(24)
139	知事公室本庁 (秘書課)	9	消防学校	66	北部農林水産振興センター
1	総務部本庁 (総務私学課)		総務部(8)	69	宮古農林水産振興センター
10	企画部本庁(企画調整課)	114	宮古事務所	70	 八重山農林水産振興センター
12	環境部本庁(環境政策課)	115	八重山事務所	136	海洋深層水研究所
148	子ども生活福祉部本庁(福祉政策課)	2	東京事務所	64	 畜産研究センター
146	保健医療部本庁(保健医療総務課)	4	自治研修所	72	 農業研究センター
55	農林水産部本庁 (農林水産総務課)	5	名護県税事務所	73	農業研究センター名護支所
89	 商工労働部本庁(産業政策課)	6	コザ県税事務所	75	農業研究センター宮古島支所
143	文化観光スポーツ部本庁(観光政策課)	7	那類県税事務所	76	農業研究センター石垣支所
104	 土木建築部本庁(土木総務課)	8	自動車税事務所	83	森林資源研究センター
			環境部(1)	86	水産海洋技術センター
	県議会事務局(1)	124	動物要素管理センター	87	水産海洋技術センター石垣支所
118	議会事務局総務課		子ども生活福祉部 (12)	56	中央卸売市場
	監査委員事務局(1)	13	北部福祉事務所	125	病害虫防除技術センター
121	監査委員事務局	14	中部福祉事務所		中部農業改良普及センター
	人事委員会(1)		南部福祉事務所		南部農業改良普及センター
120	人事委員会事務局		字古福祉事務所		中央家畜保健衛生所
120	選挙管理委員会(1)		八重山福祉事務所		家畜衛生試験場
128	選挙管理委員会		女性相護所		家畜改良センター
120	労働委員会(1)		若夏学院		農業大学校
119	労働委員会事務局		中央児童相談所	1	中部農林土木事務所
113	出納事務局(1)		コザ児童相談所		南部農林土木事務所
116	出納事務局会計課		身体障害者更生相護所		南部林果事務所
110	病院事業局(7)		計量検定所		栽培漁業センター
47	病院事業局(具立病院課)	137	平和祈念資料館	120	文化観光スポーツ部(1)
		197		144	
48 49	北部病院 中部病院		保健医療部(9) 衛生還達研究所	144	博物館・美術館
49 51	中部病院 南部・こども医療センター	I ::	報生環境研究所 総合精神保健福祉センター	100	土木建築部(7) 北部土木事務所
	精和病院		中央食肉質生稔杏所		中部土木事務所
	宮古病院	l	北部食肉衛生検査所		南部土木事務所
	八重山病院	l	北部保健所	1	宮古土木事養所
	企業局 (1)	1	中部保健所		八重山土木事務所
117	企業局盤務企画課	1	南部保健所		下地島空港管理事務所
	その他(3)	153	宮古保健所	112	下水道事務所
122	赎員労働組合	154	八重山保健所		
123	地方職員共済組合		商工労働部(5)		
138	那覇港管理組合	92	大阪事務所		
		95	工業技術センター		
		145	工芸振興センター		
		97	具志川職業能力開発校		
		98	浦蒸職業能力開発校		

(全96ヶ所)

- ※ 病院事業局、企業局、その他 を除く 知事部及び各種委員会等について
 - 〇掛金・負担金に係る事項(免除申出、事業報告含む)以外は、総務事務センターが取りまとめの所属所となる。
 - 〇掛金・負担金に係る事項(免除申出、事業報告含む)については、給与事務の総務事務センターへの移行後 総務事務センターが取りまとめの所属所となる。